

総務課（給与支給業務移管関係）

質問 1

病気休暇等の規定は派遣元市町村、広域連合どちらの規定に基づくのか。
又、広域連合の病気休暇を適用した場合、派遣元市町村にある特殊な病気休暇を
取得できるのか、取得可能な場合、広域連合の規定を基に派遣元で給与支払うこと
とは可能なのか。

回答

休暇は広域連合の規則に基づいて付与されるため、派遣元市町村における特
殊な休暇等について付与することはできません。又、給与支給に影響する事案
といたしまして、欠勤や休職によるものがありますが、通常の年休等につきま
しては、給与額への影響は及ぼさないと考えております。

質問 2

通勤手当、高速手当、時間外手当は広域連合で支給となっているが、その手
当についても市町村側で予算計上する必要があるのか。例えば高速手当などが
ない市町村は事前に広域連合から組むべき額を示してもらえるのか。

回答

通勤手当、高速手当、時間外手当は、広域連合で予算を計上して本人に直接お支払いする予定です。派遣元市町村においてその手当を予算計上する必要はございません。

質問 3

人件費の予算措置について、職員給与を一般会計の歳出で予算化して、市町村の一般会計歳入に負担金が振り込まれるという理解でよいか。

回答

人件費をどの会計で予算を計上するかは市町村により異なると考えております。例として、①令和8年度に広域連合へ派遣する職員を国保課に所属（国保特会）している職員から派遣する予定である。②広域連合へ派遣する職員の所属については未定である。

①については特別会計で予算化するものとし、②については一般会計で予算化するものと考えております。

尚、お見込みのとおり、派遣元市町村は職員給与を広域連合から出納整理期

間に負担金として受け入れるため、同会計に歳入で新たな項目を設ける必要が
あります。

質問 4

給与業務の支払いの関係が派遣元の市町村に移管したいという考えは固まっ
ているように認識をしている。広域連合としては、どのぐらいの期間、協議を
行ってこの結論に至ったのか。派遣元市町村に給与支給業務を移管したこと
で、どの程度のメリットがあると考えているのか。負担は派遣元市町村に来る
ため広域連合としてのメリットと、現状を解決するために今後どのように業務
を行うのか。

回答

市町村への給与支給業務の移管につきましては、これまで過去に何度か調査
を行い、実施に向けて検討してまいりましたが、実現には至っておらず、昨年
度において職員の過大な負担を軽減することを目標に取り組んでまいりま
した。

尚、移管によるメリットとして、職員の業務の軽減が図られることにより適
正な人員配置が可能と考えております。

質問 5

資料を見ると業務の煩雑さが出てくるのではないか懸念がある。市町村ごとに協議をしながら決めるのは、さらに大変さが出るのではないか。何度も協議を重ねてしっかりと役割分担していく考えなのか。

回答

移管の実施に向けた周知の遅れにより、各市町村へご心配とご負担をおかけしたことを深くおわび申し上げます。

給与支給業務の移管につきましては、広域連合の適正な人員配置及び業務効率化を図る上で、早急に取り組む必要があると考えており、実施に向けて他県の広域連合との情報交換及び調整を重ねた結果、令和8年度からの実施が可能と考えております。

又、業務の煩雑さが発生する等の懸念につきましては、各市町村へ実施したアンケートの結果を鑑み、課題の解決が可能であると判断しておりますので、今後は次年度派遣する市町村と詳細な協議を重ね遂行していく予定でございます。

質問 6

広域連合が行う給与支給業務の移管に関するお金の流れ等については、地方自治法の第 252 条の 17 第 2 項の規定に沿ったもので、それに沿った職員派遣であるということに変わりはないという認識でいいのか。

回答

今回の給与業務の移管は主に給与支給業務の移管と考えており、地方自治法 252 条の 17 の第 2 項に定める給与の負担は広域連合が行うため、当該規定に合致するものと認識しております。

質問 7

給与業務の移管によって広域連合の業務の軽減につながるかとは思うが、それによる派遣職員の人員減にはならないのか。

回答

派遣元市町村への給与支給業務の移管により、現在、給与業務に専従している広域職員を他課へ配置転換することで増員することなく適正な人員配置が可能となると考えております。そのため派遣職員の人員減は予定しておりませ

ん。

質問 8

給与支給業務の移管は決定なのか。また、始めた後に振り返りをして、現行に戻すというような判断もあり得るのか。

回答

給与支給業務移管の実施につきましては、現在、全国 47 広域連合のうち 44 の広域連合が、派遣元市町村で給与支給業務を実施している状況を鑑みますと、最も効率が良く円滑な運営が可能と考えておりますが、業務移管後はその実施状況をふまえ、改善や見直しを行ってまいります。

質問 9

市町村職員共済組合、互助会、地方公務員災害補償の所属を派遣元市町村への移管を想定しているとのことだが、市町村職員共済組合や互助会、また地方公務員災害補償基金には照会済みなのか。また、実際に公務災害が起きた際の事務手続等は派遣元、広域連合どちらが行うのか。

回答

市町村職員共済組合と互助会と地方公務員災害補償につきましては、再度の照会を行っており、市町村においては、給与支給事務移管に伴う大きな事務負担なく対応が可能と確認しております。市町村共済組合、互助会は派遣元市町村での退会手続きは不要となり会員資格が継続可能であることを確認しております。

又、公務災害補償の負担金につきましては、広域連合が支払う手当等（時間外、通勤手当）に係る部分は広域連合が負担し、派遣元市町村で支給する給与等に係る部分は派遣元市町村で一度お支払い頂きますが、その費用は最終的に広域連合が負担金として精算します。

尚、実際に公務災害が起こった際の事務手続きについては、広域連合が申請することとなります。

質問 10

給与のこの支払いのフローを変えたいというお話の中で、今広域連合で担当している職員が減じる予定はなく、その理由として事務が滞っているものや国から事務が降りてくるとの説明がありましたがその具体な内容はなんですか。

どのような事務が滞っていて、将来的に国からどのような事務が降りてくると
いうことか。

負担金の拠出にあたって、歳出予算を計上する際には財政当局とも必要な説
明をする必要があるため、抽象的すぎて説明しがたい。内容を具体的に教えて
もらいたい。

回答

市町村財政当局への説明につきましては、令和7年11月18日付け、給与担
当業務課及び関係課宛てに「市町村派遣職員の給与等の支給業務移管について
(通知)」を通知しておりますので、その内容をご確認いただくようお願いい
たします。

又、「将来的に国から移管される業務の具体的な内容とは」のご質疑につき
ましては、これまで後期高齢者医療制度におきましては、高齢化の進展、医療
費の増大等により様々な医療改革が行われており、近年は、全世代対応型の持
続可能な社会保障制度を構築する観点から、国による医療制度の見直しが益々
活発に行われることが予想されます。

当広域連合では、今後新たな制度改正による業務量の増加等を含め、起こり
得る事象を想定して回答しております。

尚、業務の遅延につきましては、監査員に指摘された業務が人員不足により解決できていない状況にあり、配置転換を図り解消することを考えております。

質問 11

共済組合、互助会等を派遣元で負担することについて、それらの負担金は広域連合が精算金により最終的に負担するという認識でよいか。また、給与支給業務の移管に関しては、少し前に文章で意向確認の様なものがあったが、少し唐突ではないかと感じている。もう少し市町村の声を聞いて決定をしていただきたい。

回答

共済組合等の負担金は、出納整理期間に広域より負担金として精算することを想定しております。

給与支給業務の移管は以前から広域連合内での協議において議論されておりましたが、各市町村には移管の実施に向けた周知の遅れにより、ご心配とご負担をおかけしたことを深くおわび申し上げます。

質問 12

年度末に広域連合から人件費を負担金として精算とあるが、当初の負担金の中に含まれる人件費については時間外手当と通勤手当と費用弁償のみで給料は含まれないとう認識でよいか。それとも人件費分も負担金として市町村から集め、後から市町村に清算するイメージなのか。当初予算の一般会計の共通経費の中に給料等が含まれていると思うが、この中に派遣されている方の人件費は含まれているのか含まれてないのか。そこを教えもらいたい。

回答

市町村が広域連合へ負担していただく一般会計予算の共通経費負担金につきましては、沖縄県後期高齢者医療広域連合規約第 17 条第 2 項、「市町村が負担する共通経費の額は、「均等割」、「高齢者割」、「人口割」を負担割合に応じて負担すること」とあり、人件費等につきましても広域連合の事務的経費の一部として負担していただいております。

質問 13

市町村は人件費を含む負担金を計上し、さらに広域連合に支払うのとは別に派遣職員分の人件費を計上するというのは財政的に厳しいと考える。負担金の

中から人件費を差し引くことはできないものか。

回答

沖縄県後期高齢者医療広域連合規約第17条第2項、「市町村が負担する共通経費の額は、「均等割」、「高齢者割」、「人口割」を負担割合に応じて負担すること」とあり、負担していただいた負担金は、広域連合の事務的経費として計上していることから市町村が予め給与等を差し引いた負担金を納付することは困難であると考えます。

尚、財政面へのご負担につきましては、市町村がお支払いした人件費を広域連合が精算するまでの間、派遣元市町村の負担は増大することとなります、次年度以降においてはこれまでと変わりない財政運用となると考えております。

質問14

支給業務の移管について整理できていない部分も結構多々よううに思う。Q&Aだけではなく、支給業務の双方の役割を少し明確化して示していただけると助かります。お互い認識合わせもあると思うので、そこは細かく作成していただけたらなと思う。

回答

今後、支給業務のフローチャート等を含めて、広域連合と市町村の役割分担について資料作成し順次提供いたします。

質問 15

令和8年度からこの運用を実施したいとの説明でしたが、現時点でのスケジュールがタイトではないかと思われる。

希望する市町村から優先的に実施するのか、全市町村一斉に実施するのか、また令和8年度実施が可能なのか等、詳細を伺いたい。

回答

広域連合の適正な人員配置及び業務効率化を図る上で、給与支給業務の移管は早急に取り組む必要があると考えており、実施に向けて他県の広域連合との情報交換及び調整を重ねた結果、令和8年度からの実施が可能と考えております。

又、移管の実施に向けた周知の遅れにより、各市町村に対しましてはご心配とご負担をおかけしたことを深くおわび申し上げます。

尚、令和8年度の移管実施の対象となる市町村は、令和8年度より新たに広域連合へ職員を派遣する市町村となります。翌9年度、10年度につきましても同年派遣する市町村が対象であり、3年間で業務移管を完了する予定でございます。

質問 16

職員の身分について教えてもらいたい。

回答

職員の身分はこれまでと同様に広域連合と事務派遣と市町村、両方の身分を有します。